

(3) 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

① 担い手の確保・育成及び農地の有効利用の促進

【主な事業】

- 農業経営高度化支援事業
- 耕作放棄地対策事業
- 土地改良区体制強化事業

【取組状況】

将来の農業生産の担い手を育成する取組として、一定規模以上の農業を行う担い手（高度経営体）への農用地利用集積を促進してきた。

○耕作放棄地の対策については、平成27年度末時点で28の地域耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、耕作放棄地の再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等を総合的・包括的に支援し、平成20年度～平成27年度までに305haを再生してきた。

○土地改良事業の円滑な執行を図るため、土地改良区に対し技術的診断と助言・指導を行っている。また、土地改良区の規模拡大と組織運営基盤強化を図るため、合併設立を推進しているところである。加えて、土地改良区の事業（工事）が完成し、今後行うべき事業（維持管理を含む）がない場合は、土地改良区の解散手続を支援している。

主な事業内容

事業名	事業内容
農業経営高度化支援事業	【高度土地利用調整事業】 (1) 指導事業：土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため行う普及・指導事業 (2) 調査・調整事業：関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整・調査活動等 【高度経営体集積促進事業】 (1) 高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援
耕作放棄地対策事業	(1) 再生利用活動：再生作業（障害物除去、深耕等及び土づくり）、営農定着、経営展開 (2) 施設等補完整備：用排水施設、農業用機械・施設等の整備、小規模基盤整備 (3) 再生利用活動附帯事業：農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援
土地改良区体制強化事業	(1) 委員会：管理運営体制強化委員会、受益農地管理強化委員会 (2) 指導・支援等：施設・財務管理、受益農地管理及び統合整備の強化 (3) 研修・人材育成：運営体制強化、実践スキル向上

農地有効利用関係事業の実施状況

(平成27年度)

事業名	項目	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
農業経営高度化支援事業	地区数	16	1	1	0	11	3
	事業費（千円）	2,100	700	600	0	800	0
耕作放棄地対策事業	協議会数	28	10	6	8	1	3
	再生面積（ha）	13	9	1	2	0	0
	事業費（千円）	45,187	24,124	9,943	11,120	0	0

		平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
経	営 体 数	2,513	2,111	2,616	2,463	2,593	2,897
集 農 積 地 面 利 積 用	計 ①	8,663	8,152	9,240	11,407	11,649	12,925
	自 己 所 有	5,009	4,506	5,460	5,044	5,081	5,062
	借 入 地	2,991	2,272	2,366	2,590	2,651	2,647
	農 作 業 受 託	663	1,374	1,414	3,773	3,917	5,216
耕	地 面 積 ②	39,100	38,900	38,900	38,800	38,700	38,600
担い手への集積率 ①/②×100		22.2	21.0	23.8	29.4	30.1	33.5

注1：「経営体数」とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者を含めた経営体の数。

注2：「農地利用集積面積」の「計」、「自己所有」、「借入地」、「農作業受託」は、注1の各経営体における合計面積。
(沖縄県農政経済課資料)



【課題】

農業の担い手不足・高齢化が進行していることから、将来の担い手育成・確保及び質の高い農地の利用集積が求められている。

また農地は、農業生産・経営にとって不可欠な資源であるため、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

- ほ場整備等における面的利用集積とともに、高度経営体の営農計画、産地形成のための地域計画の構築が必要。
- 耕作放棄地対策では、地域情報の共有化や貸し手・借り手のマッチング、地域における一体的な周知活動の展開、地域間の連携強化等が課題となっている。
- 土地改良区は、農業従事者の高齢化、担い手不足、農業所得の低迷等零細・小規模で財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている。

【取組方針】

- ほ場整備等を契機とした担い手（高度経営体）への農用地利用集積の促進、産地形成における将来設計の構築、関係機関相互の合意形成を図る。
- 耕作放棄地対策では、農地貸借斡旋のための農地情報の実態把握及び情報の共有化、円滑な営農開始のためのサポート、地域プロジェクトによる6次産業化の推進等を強化する。
- 土地改良事業の円滑な執行を図るため、土地改良区に対する技術的診断・指導と換地業務の事務処理体制の強化を支援する。また、土地改良区の合併設立を積極的に促進し、組織運営基盤の強化対策を図る。